

令和5年第4回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年4月27日（木） 午後3時～午後4時30分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第4回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員17名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	×
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	×
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 17名

欠席 2名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	×

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第4回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、この度の人事異動により、農業委員会事務局へ配属されました職員を紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介)</p>
事務局	(職員挨拶)
事務局長	<p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、宮岸委員と、松平委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に</p>

	議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良く いと思われませんがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。
太平副会長	それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、令和5年第3回総会での議決事項に関する事務処 理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和5年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況 について報告いたします。 農地法第3条許可申請5件については、3月28日付けで 許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請1件については、3月29日付けで 知事あてに送付し、4月17日付けで許可書が交付されてお ります。 農地法第5条許可申請2件については、3月29日付けで 知事あてに送付し、4月17日付けで許可書が交付されてお ります。 非農地証明願2件については、3月28日付けで証明書を 交付しております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢 市農用地利用集積計画については、4月1日付けで公告して おります。 なお、この後の議案にも関係いたしますが、4月1日に改 正基盤法が施行となり、本計画については、農業経営基盤強 化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定 に基づき公告しております。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し て、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページです。</p> <p>今回、安原地区から2件、粟五地区から1件、川北地区から1件、二塚地区から1件、合計5件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号4は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学校の修了生です。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲渡人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は5,410㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 3 ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、浅川地区から 1 件、森本地区から 2 件、合計 3 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は、所有権の移転を伴う墓地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり が 10 ヘクタール未満であることから第 2 種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号 2 は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号 3 は、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、3 件で面積は合計 863 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>

太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、五坊委員から調査結果をご報告願います。</p>
五坊委員	<p>4月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p> <p>今回、浅川地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、4月21日、東委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で面積は合計541㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから16ページです。</p> <p>利用権貸借の機構分について、潟津地区から1件、潟津及び川北地区から1件、川北地区から1件、小坂地区から3件、森本地区から1件、合計7件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が4件、5年3か月の新規設定が1件、及び使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が2件で、面積は合計68,802㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、粟五地区から1件の申し出があり、面積は345㎡です。</p> <p>いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)

<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は17ページから25ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が4件で、面積は合計2,969㎡、第5条が23件で、面積は合計10,449.91㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は26ページ及び27ページです。</p> <p>届出件数は3件、解約理由は借人の変更に伴うものが2件、台風の水害により農地が耕作不能となったことに伴うものが1件で、面積は合計9,384㎡です。</p>

太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は28ページ及び29ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は合計5,365.61㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は30ページから50ページです。</p> <p>権利設定に関して、森本地区及び小坂地区でそれぞれ2件、崎浦地区で1件あり、面積は合計234,193㎡です。いずれも賃借権の設定で、契約期間は番号3の小坂地区が8年11か月、それ以外は10年です。</p> <p>権利移転に関して、粟五地区及び潟津地区でそれぞれ1件あり、面積は合計3,284㎡です。いずれも賃借権の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページから4ページです。</p> <p>本件は、農業委員会法第37条等に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定のうえ、県知事への報告とともに公表する必要があるため、お諮りするものです。</p> <p>2ページは、農業委員会の状況ですので、説明は省略いたします。</p> <p>3ページ及び4ページが農業委員会における最適化活動の目標となります。成果目標と活動目標がありまして、成果目標としては、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目があります。</p> <p>農地の集積に関しては、現在の農地集積率は53.4%で、令和8年度に80%にする目標としていますが、年度ごとの目標は、弾力的に設定できることから、今年度の目標については、新規集積面積を1haとし、年度末における集積率を53.9%</p>

としてはどうかと考えております。

次に、遊休農地の解消に関しては、現在、1号遊休農地が14.3haあり、その内訳は、緑区分が4.1ha、黄区分が10.2haとなっています。

今年度の目標については、まず、令和3年度末時点での緑区分の遊休農地2.4haを5年間で解消する必要があることから、5分の1の0.48haが解消目標面積となります。

また、令和3年度末時点での黄区分の遊休農地10.0haについては、今後どのようにして解消するのか、そのための工程表を策定するという目標の設定となります。

そして、令和4年度に新たに発生した遊休農地1.7haについては、今年度中に全て解消する必要があることから、これが解消目標面積となります。

4ページに移りまして、新規参入の促進に関してです。

現状については、記載のとおりです。

目標は、新規参入者への貸付等について所有者から同意を得て公表する農地面積を設定します。目標面積の基準となるのが、令和2年度から4年度の3か年における農地法と基盤法による権利移動面積で、このうち農地中間管理機構を通じたもの等を除いた平均面積の1割が目標面積となります。

3か年の平均面積が25.1haなので、目標面積は2.51haとなります。

続いて、活動目標です。最適化活動を行う日数目標については、昨年度の実績を踏まえ、14日／月にしたいと考えております。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、毎年、三月以上を設定する必要があり、今年度は、8月、9月に、目標地図の素案作成に係る取組を、12月に、農地利用意向調査を集中して実施することを目標としたいと考えております。

最後に、新規参入相談会への参加目標です。

	<p>新規参入の促進のための相談会に委員1名以上が参加することを目標とするもので、市内で開催される各種相談会の中から参加しやすいものを選び、1回参加することを目標としたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>

会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。